

4

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

新たな保険料の軽減措置等について

今年度より始まった、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、制度上の様々な問題が指摘され、国会での見直しが行われております。今回、新たに平成 20 年度の保険料の軽減措置の見直し等が決定しましたので、お知らせいたします。

◆所得の少ない人に対する保険料軽減割合を拡大

保険料の均等割が 7 割軽減となる方（世帯の被保険者と世帯主の合計の総所得金額等が 33 万円以下）について、その軽減割合を 8.5 割（年額 7,500 円）に拡大しました。

これにより、見直し前に均等割 7 割軽減保険料（年額）15,280 円の方は

⇒ 均等割 8.5 割軽減保険料（年額）7,500 円となります。

※該当となる方は、すでに 7 月の保険料算定において見直しがされています。

◆所得割額の軽減拡大を検討中

平成 19 年中の総所得金額等が 91 万円以下の方は、所得割額を 50%軽減する方向で現在検討されています。

※決定次第、軽減の対象となる方に対し、あらためて所得割額を 50%軽減した保険料額変更決定通知書をお届けします。（8 月中旬頃予定）

◆保険料の支払い方法が変更（年金天引き→口座振替）できるようになります

年金からの保険料徴収（特別徴収）については、次の場合、申請により口座振替へ変更できるようになりました。

- ① 国民健康保険の被保険者であった方で、国民健康保険税を直近 2 年間、滞納なく確実に納付していた方。
- ② 年金収入が 180 万円未満の方で、世帯主又は配偶者の口座から振り替えできる方。

※上記に該当する方で保険料の支払方法変更を希望される方は、桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係で手続きが必要となります。なお、お手数をおかけしますが、変更希望の方は事前に下記お問い合わせ先まで電話等でご確認ください。

◇手続きに必要なもの：被保険者証、通帳、金融機関への届出印、納付書

事務処理の都合上、変更の手続き後 2 ヶ月後に「年金天引き→口座振替」変更完了とお時間がかかることがありますので、ご了承ください。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）についてのお問い合わせ先

◆桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係（6 番窓口） ☎ 65-1097